

**お知らせとお願い**

**レーザー光線の航空機への照射は**

**犯罪** (注) **です。**

神奈川県内、東京都内、沖縄県内等で飛行中の航空機に対してレーザー光線を照射するという事案が多発しています。



■レーザー光線による操縦士への影響（イメージ）

航空機へのレーザー光線の照射は、パイロットの目の負傷、失明、操縦への障害に繋がり、**墜落等による大惨事を地域の皆様にもたらしかねない大変危険で悪質な犯罪**です。

**航空機に向けてレーザー光線を照射している人を見かけた方は110番通報**をお願いいたします。

(注) 平成28年12月、改正航空法施行規則が施行され、規制が強化（レーザー光線を航空機に向かって照射する行為自体に罰則（50万円以下の罰金））。

刑法の威力業務妨害罪（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）、航空危険行為処罰法の航空危険罪（3年以上の有期懲役）等に該当する場合あり。

※平成27年12月及び平成28年11月に威力業務妨害罪で逮捕例あり。

**外務省、防衛省、警察庁、国土交通省**

■本チラシの内容についてのお問い合わせにつきましては下記に御連絡願います。

防衛省本省 地方協力局地方協力企画課連絡調整室

(代表) 03-3268-3111 (内線: 36688)